

お知らせ

制度・業務

申請 マイナンバーカード土・日曜日受付・交付

交付通知書や有効期限通知書を持ち、平日来庁できない人は、手続きにお越しく下さい。また、申請時来庁方式による受け付けも行っていますので、必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

日時 6/4(土)・12(日)・18(土)・26(日)9:00～12:00

※予約優先制。

予約サイト <https://tmnc.task-asp.net/cu/272302/mnr/>

予約電話 ☎0570-048978(平日9:00～17:30)

場所 市役所本館1階 市民課

※必ず本人がお越しく下さい。

※予約は申請・交付のみです。電子証明書の更新手続き等は予約不要です。

※詳細はホームページまたはお問い合わせください。



☎ 市民課 ☎892-0121

情報公開 情報公開制度・個人情報保護制度

情報公開制度(市が管理する公文書の開示を請求する権利を保障する制度)と、個人情報保護制度(市が管理する個人情報を適切に取り扱い、自身の情報の開示・訂正・削除などを請求する権利を保障する制度)の、昨年度の運用状況をお知らせします。

情報公開制度		個人情報保護制度	
開示請求の状況		開示請求の状況	
市内在住者	35件	市内在住者	19件
市外在住者	37件	市外在住者	3件
開示決定の状況		開示決定の状況	
全部開示	25件	全部開示	1件
部分開示	32件	部分開示	17件
非開示	0件	不存在	1件
不存在	5件	取り下げ	3件
取り下げ	10件		
主な開示請求の内容		主な開示請求の内容	
▷各種契約書に係る仕様書等		▷戸籍謄本・住民票に関するもの ▷医療費通知の写し等	

☎ 総務課 ☎892-0121

教育 ご存じですか?おりひめ教育ローン

高校・大学等への進学や在学に係る資金を応援する制度です。

内容 貸付金の年利0.4%を市が一括補助

対象 提携金融機関に教育貸付金を申し込み、次に該当する人

▷高校以上の学校に進学または在学継続するための一括型教育貸付金である

▷貸付金の借入人またはこの制度を利用して進学・在学継続する人いずれかが市内に居住し住民登録を行っている

※提携金融機関は、ホームページまたはお問い合わせください。

※利用は対象者1人につき、年度内1回です。

※令和4年度内に契約済みの人もさかのぼって支給できる場合があります。詳細はお問い合わせください。

必要書類 教育ローン契約書の写し、振り込みが確認できる通帳、申請書(ホームページまたは学務保健課で配布)

申込 申請者と提携金融機関で契約締結後に、市に申請書を提出(審査後に補助額を振込)

☎ 学務保健課 ☎810-8011



証明書 コンビニ交付サービスの一時停止

課税証明書の年度切り替え作業を行うため、次の日時は一時的に停止します。

▷6/3(金)・6月の全日

※6/7(火)から令和4年度の証明書が発行できます。

☎ 税務室 ☎892-0121

新型コロナウイルス対策のため、催し等の開催を中止・延期する可能性があります。また、催し等に参加する場合も、事前検温、マスク着用、身体的距離確保等の配慮をお願いします。

子育て 児童手当現況届・定例払い

現況届の提出が原則不要になります

令和4年分から、現況届の提出が省略されます。ただし、提出が必要な受給者には、5月末頃に提出のお知らせを送付していますので、期限内に提出してください。

現況届の提出が必要な人

▷配偶者と離婚協議中(いわゆる同居父母)である一般受給者

▷住民基本台帳上の住所地以外の市町村で受給しているDV避難者

▷施設等受給者(里親)

▷住民基本台帳上で住所を把握できない、法人である未成年後見人

▷児童手当等に係る戸籍および住民基本台帳上に記載のない児童に係る一般受給者

▷令和3年度以前の過年度分現況届が未提出の人

▷その他、公簿等で状況確認ができないと判断される人

令和4年6月分(10月支給分)から変わります

▷主たる生計維持者の所得額が所得上限限度額を超える場合、受給資格が消滅となり特例給付は支給されなくなります。毎年6月に判定を行い、消滅となった人には消滅通知を送付します。

▷所得上限限度額を超えて受給資格消滅となった人は、次年度以降、所得上限限度額を下回った場合には改めて認定請求書の提出が必要です(自動的に支給が開始されることはありません)。翌年5月中に認定請求書を提出してください。

▷前年度から手当額が変更となった人へのみ通知書を送付します。

児童手当の定例払い

6/15(水)に2月～5月分を支給します。定例払いは、すでに申請を済ませ、支給認定された人に支払います。未申請・書類不備などがある人には支払いができませんので、心当たりがある場合はお問い合わせください。

次に該当する場合は、必ず届け出をしてください

▷出生などで子どもが増えたとき(出生日の翌日から15日以内)

▷転入したとき(転入した日の翌日から15日以内)

▷転出したとき

▷公務員になったとき、公務員でなくなったとき

▷子どもの監護・生計関係がなくなったとき

▷生計中心者が変更になったとき

▷その他、支給要件に該当しなくなったとき

☎ 子育て支援課 ☎893-6406

税・保険・年金

税 令和4年度の市・府民税が決定

令和3年分所得税の確定申告書の提出期限が延長となったことを受け、確定申告書の内容が6月上旬に発送する市・府民税決定通知書および課税(所得)証明書に反映されていない場合があります。その場合は第2期以降での税額変更等を行った上、通知書でお知らせします。

☎ 税務室 ☎892-0121

募集

福祉 府介護支援専門員実務研修受講試験

対象 医師、看護師、介護福祉士等の試験対象の国家資格などに基づく業務・相談援助業務のうち、施設等での相談援助業務に5年以上かつ900日以上の実務経験を有する人(国家資格等に基づく業務の場合は、資格登録日以降の実務経験で、5年以上かつ900日以上の実務経験)

※詳細は試験要領またはホームページ。

<http://www.fine-osaka.jp/>

試験日 10/9(日)10:00～

受験料 1万3,800円

※コンビニ払込手数料132円が別途必要

申込書の配布 5/30(月)から市役所本館1階受付、ゆうゆうセンター、青年の家

申込 6/27(月)〈消印有効〉までに簡易書留で郵送
☎ 大阪府地域福祉推進財団(ファイン財団) ケアマネ係 ☎06-6763-8044

